

令和3年第4回 大石田町議会臨時会会議録

令和3年11月29日(月)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 二藤部冬馬君	4 番 岡崎英和 君	7 番 大山二郎 君
2 番 今野雅信 君	5 番 村形昌一 君	8 番 遠藤宏司 君
3 番 熊谷富太郎君	6 番 小玉 勇 君	9 番 齋藤公一 君
		10 番 芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	花田 淳君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	鈴木 太君
まちづくり推進課	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長 (兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	有川隼人

提出議案目録

議案第66号 大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第67号 大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和3年第4回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 熊谷富太郎君、

4番 岡崎英和君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 村形昌一君。

1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

お早うございます。議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、11月18日告示、本日招集されました令和3年第4回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配布している会期・議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明を申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、議長の諸般の報告ののち、副議長の選挙のほか各常任委員会、議会運営委員会、議会活性化特別委員会の選任、及び一部事務組合議会議員の選挙を行っていただきます。

その後、本臨時会に提出されている議案2件を上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただき、その後本会議を休憩し、議案説明のための全員協議会を開催します。終了後、ただちに議案の審議・採決をお願いし、終決後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和3年11月29日 大石田町議会運営委員会委員長 村形昌一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 諸般の報告を行います。

去る、11月19日、副議長 大山二郎君から、令和3年11月26日付をもって副議長を辞職したいとの願い出があり、地方自治法第108条の規定に基づき、11月19日付をもって議長において辞職を許可したので、大石田町議会会議規則第98条第3項の規定により、ここに報告いたします。

また、併せて大石田町議会より出向の尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員、北村山公立病院組合議会議員とも11月8日付をもって、北村山広域行政事務組合議会議員は11月

10日付をもって辞職する旨の辞職願が提出された件については、それぞれ11月26日付での辞職が許可されておりますのご報告いたします。

大山二郎君より発言の申し出がありますので、これを許可します。7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

ただ今議長から報告ありましたとおり、26日付で副議長を辞めさせていただきたいという報告をいたしました。これまで2年間、皆さまのご協力を得ながら活性化特別委員会の委員長としてもやってまいりましたが、今後共一緒になって議会活性化のためにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

1. 議長(芳賀清君)

日程第4. 大石田町議会副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。【議場閉鎖】

ただ今の出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名します。大石田町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番 村形昌一君、

6番 小玉勇君の2名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、村形昌一君、

及び小玉勇君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布させます。【投票用紙配布】

念のため申し上げます。投票用紙には被選挙人の指名を記載することとし、単記無記名であります。又、白票は無効投票と見なします。投票用紙の配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。【投票箱点検】異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。【投票】

投票漏れはありませんか。(議員:「なし。」)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

次に、開票を行います。

村形昌一君、

及び小玉勇君、開票の立ち合いをお願いいたします。【開票】

大石田町議会会議規則第33条第1項の規定に基づき、選挙の結果を報告いたします。投票総数10票、うち有効投票数10票、無効投票数0票です。有効投票のうち、岡崎英和君6票、村方昌一君4票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、有効投票数のうち最多数を得た岡崎英和君が副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。【議場開錠】

ただ今、副議長に当選されました岡崎英和君が議場におられますので、大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただ今、副議長に当選されました岡崎英和君より、当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いします。岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

この度、副議長という大役を仰せつかることになりました、改めまして岡崎英和です。ひとえに町民のため、住みやすい環境提供のために議長を精一杯努力してサポートしてまいります。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、副議長選挙を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 19 分

1. 副議長(岡崎英和君)

再開いたします。

ただ今、議長 芳賀清君から、議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。「大石田町議会議長の辞職について」を日程に追加し、追加議事日程の1、追加日程第1として、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、「大石田町議会議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることに決定いたしました。これから追加日程を配布します。【追加議事日程配布】

追加議事日程1により進めます。追加日程第1、「大石田町議会議長の辞職について」を議題とします。本件については、地方自治法第117条の規定により、芳賀清君の退場を求めます。

【芳賀清君退場】

事務局長に辞職願を朗読いたさせます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

辞職願

今般、一身上の都合により、大石田町議会議長の職を、本日をもって辞職したいので、許可されるよう願います。

令和3年11月29日 大石田町議会議長 芳賀清、大石田町議会副議長 岡崎英和殿。以上です。

1. 副議長(岡崎英和君)

お諮りいたします。芳賀清君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、芳賀清君の議長の辞職を許可することに決定しました。芳賀清君、議場にお入り願います。【芳賀清君入場】

芳賀清君に申し上げます。先ほど提出されました議長の辞職願については、本会議において辞職を許可することに決定しましたので、この場において通知します。

ここで、芳賀清君より発言の申出がありますので、これを許可します。芳賀清君。

1. 10番(芳賀清君)

ただ今、議長の辞職をご承認いただきましてありがとうございます。2年間、皆様方のご協力によりまして議長を務めさせていただきました。

ちょっと振り返ってみますと、コロナに始まりコロナに終わるといふようなことで、この2年間充分な

議会活動ができなかったのかなというふうになんとも悔やまれております。特に議会条例、基本条例にありますように、町民との対話集会を非常に楽しみにしている町民も多くおりますけども、これが開催できなかったということ非常に残念に思っております。

更には、議員のなり手不足につきましてもですね、議会として取り組めなかったなというふうに思っております。その中で、こちらの方にありますけども、インターネット中継がですね、できたというようなことで、我々の議会が茶の間で、あるいは世界中で見られるというような画期的な場面もありました。

それから光明はですね、今年開催されました『東京2020パラリンピック』にですね、我が町出身の齋藤元希君が大会に出場して活躍をしてくれたというようなことが大変喜ばれたのではないのかなというふうに思っております。

いずれにしても、早くコロナが終息してですね、普段の生活に戻ることをご祈念しながら、議長の退任の挨拶にします。大変ありがとうございました。

1. 副議長(岡崎英和君)

ただ今、議長が欠けております。お諮りします。「大石田町議会議長の選挙について」を日程に追加し、追加議事日程の2、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、「大石田町議会議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

これから、追加日程を配布します。【追加議事日程配布】

追加議事日程の2により進めます。追加日程第1、大石田町議会議長の選挙を行います。選挙の方法は投票により行います。議場を閉鎖します。【議場閉鎖】

ただ今の出席議員数は10名です。

次に立会人を指名いたします。お諮りいたします。大石田町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人には、

7番 大 山 二 郎 君、

8番 遠 藤 宏 司 君の2名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

よって、大 山 二 郎 君、

及び 遠 藤 宏 司 君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布させます。【投票用紙配布】

念のため申し上げます。投票用紙には被選挙人の指名を記載することとし、単記無記名であります。また、白票は無効投票とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検をいたします。【投票箱点検】異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。【投票】

投票漏れはありませんか。(議員:「なし。」)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

次に、開票を行います。

大 山 二 郎 君、

及び 遠 藤 宏 司 君、開票の立ち合いをお願いいたします。【開票】

大石田町議会会議規則第33条第1項の規定に基づき、選挙の結果を報告いたします。投票総数10票、うち有効投票数9票、無効投票数1票です。有効投票数のうち 大 山 二 郎 君6票、

遠藤宏司君3票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、有効投票数のうち、最多数を得た大山二郎君が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。【議場開錠】

ただ今、議長に当選されました大山二郎君が議長におられますので、大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。ただ今、議長に当選されました大山二郎君より、当選の承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

ただ今、選挙により議長に当選させていただきました大山二郎です。2年前副議長としてここでご挨拶いたしましたけども、私の考えとしては、よく議会と執行部は両輪のごとくと言われますが、私は、議会はブレーキとアクセルの役目を果たすべきものと思っております。良い、町民のためになる政策に関してはアクセルを踏み、違うかもしれないということであれば一度ブレーキを踏んで再考を促すというのが議会の役目であろうと思っております。

この2年間、芳賀議長、前議長の下いろいろやってみましたが、残念ながらコロナ禍の中でいろんなことができない状況もありました。今後、今コロナが終息しがち、しかし、また新しいコロナウイルスが出ておまして、どうなるか情勢はまだ分からない状況ですが、町民の皆さまのご意見を本当にどういうふうな形で聞いていったらいいのか、そういったことを皆さんと一緒に考え、町民のためになる議会を目指し、開かれた議会を目指し、これから頑張ってみますので、皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

1. 副議長(岡崎英和君)

以上をもって、議長選挙を終わります。職務を議長と交換いたします。ご協力ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

お諮りいたします。議長に移動がありましたので、「議席の一部変更について」を追加議事日程の3. 追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、「議席の一部変更について」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。追加議事日程を配布させます。【追加議事日程配布】

配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

ここで、氏名標の付け替えを行いますので、暫時休憩いたします。休憩後はそれぞれの氏名標がある議席に着席願います。午前11時再開いたします。

休憩 午前 10 時 43 分

再開 午前 11 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

追加議事日程の3. により会議を進めてまいります。追加日程第1、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、大石田町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。大石田町議会運営基準では議長の議席は最終の席次とし、議席番号の変更は行わないものと規定されておりますので、ただ今着席のとおり議席を変更いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 22 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

日程第5.「大石田町議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。各常任委員会の委員の選任については、大石田町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになっております。この際、資料を配布いたします。【名簿配布】

配布漏れはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

各常任委員会委員の指名については、お手元に配布いたしました名簿のとおりとし、これを議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

総務文教常任委員会委員 二藤部議員、小玉議員、大山議員、遠藤議員、芳賀議員。

厚生産建常任委員会委員 今野議員、熊谷議員、岡崎議員、村形議員、齋藤議員。

広報常任委員会委員 二藤部議員、今野議員、岡崎議員、遠藤議員、芳賀議員。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

お諮りいたします。各常任委員会委員の選任については、ただ今朗読した名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました以上の諸君を、総務文教、厚生産建、広報の各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、各常任委員会の正副委員長互選のため、大石田町議会委員会条例第9条第1項の規定により、各常任委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 25 分

再開 午前 11 時 44 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を議会事務局に朗読させ、報告といたします。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

総務文教常任委員会委員長に 芳賀清議員、副委員長に 二藤部冬馬議員。

厚生産建常任委員会委員長に 村形昌一議員、副委員長に 熊谷富太郎議員。

広報常任委員会委員長に 二藤部冬馬議員、副委員長に 遠藤宏司議員と決定いたしました。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

日程第6.「大石田町議会運営委員会の委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会の委員の選任については、大石田町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになっております。先ほど資料を配布しております。配布もれはありませんか。(議員:「なし。」)配布漏れなしと認めます。

議会運営委員会委員の指名については、お手元に配布しました名簿のとおりとし、これを議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

議会運営委員会委員に 今野雅信議員、熊谷富太郎議員、村形昌一議員、小玉勇議員、齋藤公一議員に決定いたしました。

1. 議長(大山二郎君)

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、ただ今朗読した名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました以上の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。この際、議会運営委員会の正副委員長互選のため、大石田町議会委員会条例第9条第1項の規定により、議会運営委員会を招集します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 55 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を議会事務局長に朗読させ、報告といたします。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

議会運営委員会委員長に 今野雅信委員、副委員長に 齋藤公一委員と決定い

たしました。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

日程第7.「大石田町議会活性化検討特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。議案を議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

「大石田町議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について」

大石田町議会委員会条例第5条並びに第7条第4項の規定により、大石田町議会活性化検討特別委員会の設置及び委員の選任について図るものとする。

令和3年11月29日提出 大石田町議会議長、令和3年11月29日選任 大石田町議会議長 大山二郎 殿。

1. 名称 大石田町議会活性化検討特別委員会

2. 目的 町民の福祉向上と議会の責務達成を目的に、議会活動の活性化策の調査及び研究を目的とする。

3. 委員の定数 大石田町議会議員全員

4. 調査の期間 令和3年11月29日から令和5年11月26日まで

以上です。

1. 議長(大山二郎君)

お諮りいたします。大石田町議会活性化検討特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、大石田町議会活性化検討特別委員会の設置は可決されました。

ただ今設置されました大石田町議会活性化検討特別委員会の委員の選任については、大石田町議会委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名することになっております。

お諮りいたします。議会活性化検討特別委員の選任については、原案のとおり大石田町議会全員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議会全員を議会活性化検討特別委員会の委員に選任することと決定いたしました。この際、議会活性化検討特別委員会の正副委員長互選のため、大石田町議会委員会条例第9条第1項の規定により、議会活性化検討特別委員会を招集いたします。

暫時休憩いたします。なお、再開は1時といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議会活性化検討特別委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を議会事務局長に朗読させ、報告といたします。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

議会活性化検討特別委員会の委員長に 岡 崎 英 和 委員、副委員長に 今 野 雅 信 委員と決定いたしました。以上です。

1. 議長(大山二郎君)

日程第8. 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員に、今 野 雅 信 君、熊 谷 富 太 郎 君、村 形 昌 一 君、小 玉 勇 君、齋 藤 公 一 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました5名の諸君を、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、5名の諸君の当選が決定いたしました。当選されました5名の諸君が議場におられますので、大石田町議会議員議会規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9. 北村山広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。北村山広域行政事務組合議会議員に、岡 崎 英 和 君、芳 賀 清 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名しました2名の諸君を、北村山広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、2名の諸君の当選が決定いたしました。当選されました2名の諸君が議場におられますので、大石田町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第10. 北村山公立病院組合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。北村山公立病院組合議会議員に、二 藤 部 冬 馬 君、大 山 二 郎 君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名しました2名の諸君を、北村山公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、2名の諸君の当選が決定いたしました。

次に、日程第11. 議案第66号から日程第12. 議案第67号を上程いたします。

日程第13. 町長より、上程議案について提案理由の説明を求めます。大石田町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日、第4回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を前にして大変お忙しい中ご出席をいただき心から感謝を申し上げます。

本臨時会は、地方自治法第101条第2項に規定されている議会運営委員会の議決を経た、議長からの招集請求に基づくものであります。

先ほど、新議長、新副議長の選挙が行われましたが、大山議長、岡崎新副議長にはご当選誠にありがとうございます。

また、議会運営委員会委員、各常任委員会委員などが新たに選任されました。議決機関である「議会」と、執行者である「長」は、よく「車の両輪」に例えられます。そして、「アクセル」と「ブレーキ」という考えもごございます。お互いを尊重し、議論を深め、町民の福祉向上という同じ目的に向かって進んで行かなければなりません。身の丈、燃費を考慮しながら、アクセルをフルスロットルしていただくような町政運営をしてみたいと考えております。今後とも特段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会における町提出の案件として、2件の条例改正になりますので、これらの案件の概要についてご説明を申し上げます。

議案第66号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。大石田町特別職の職員の期末手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

議案第67号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。大石田町一般職の職員の期末手当の支給率を改正するため、提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長より補足説明を求めます。総務課長 高橋慎一君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

私の方から補足説明をさせていただきます。説明は議案第67号からさせていただきますと思います。議案目録の5ページをお開き下さい。議案第67号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」当町の一般職の給与は県準拠としておりますが、県は県人事委員会の勧告通りに条例改正をし、可決、成立する見込みでございます。一部内容については提案理由にあるとおり、期末手当の支給率の改正となっております。

次のページをお開き下さい。7ページになります。中ほどに100分の125を100分の115に改めるとあり、これは期末手当の0.1月分の減額を表しております。

その下、その次ですね、100分の70を100分の65に改めるとあります。これは、再任用職員の期末手当を0.05月分減額するというふうな中身になっております。第2条については令和4年度の期末手当の支給率を令和3年度と同様にするというふうな改め文となっております。

続きまして、議案第66号を説明いたします。1ページをご覧くださいと思います。議案第66号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」一般職の給与の減額に合わせ、特別職の期末手当の支給率を改正するための一部改正であります。

1枚めくっていただきまして3ページをご覧ください。これも中ほどに100分の155を100分の135に改めるとありますが、これは期末手当を0.02月分減額することを表しております。一般職と連動するのが一般的でございます。他の自治体とのバランスも考慮してこのような減額幅とさせていただきます。なお、12月期の期末手当の支給基準日が12月1日となっておりますので、11月中に公布致したく臨時会の提案となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 10 分

再開 午後 1 時 35 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議案の審議を行います。

日程第14. 議案第66号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

町としてもこの賃下げですか、一時金の賃下げ、国や県との歩調を合わせたりいろいろ複雑な仕事しなきゃならないのであえて反対はしませんけども、やっぱり今コロナ沈静化の中で、飲食業などもようやく良い方向が見えてきたと。政府もいろいろな補助対策やっています。ただ、末端に届いていない、そういうふうな状況もあります。飲食業や低賃金の労働者にとりまして、直接的な大きな影響はないと思うんですけども、明るい兆しが見えている、コロナ沈静化の下に見える。

そこで、地方公務員の方、末端の地方公務員の方々、あるいは特別職の方々の賃下げっていうことになると、本来であれば年末コロナの沈静化の下、来年度へっていう思いがあると思うんですけども、今度賃下げっていうのはちょっと暗いなど。今具体的に金額も出てきましたところ、三役で1万6千円ぐらいとか、全体というか職員全体で350万円ぐらいですか、そういうふうないろんな詳しい数字をいただきましたけども、これを町長としてこれを止めるというわけにはいかないのかなとも思いますけども、この時代の中で、この減収化の時代ということで考えた場合、ちょっとあんまりいい傾向ではないと思うんですけども、町長としてなんかの考えありましたら答弁お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

66号は特別職ということで、その後ろの67号が一般職ということで、これまで一般職は県に準拠していくとはもちろん議員も重々ご承知のとおり、基本となるものが県の基準体系でありますの

で、それに合わせて一般職が減ずる、合わせて特別職も減ずるということですので、そこはご理解いただきたいと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

町長も言われたとおり、県と国に準拠するという、そういう方向しかないかなと思うんです。ただ、やっぱり先ほども言いましたけども、何度もなるかもしれませんが、コロナ沈静化で前向きな方向が出てると。ただ、これもどっかアフリカですか、新しいコロナの下でどういう状況がまた来るかも分からないんですけども、政治というのはやっぱり有権者が、町民が主権者というか、あるいはそこで働く飲食業とか、あるいは農業とか、そういった人たちの暮らし向きを全面に育てていかなければならないという中で、賃下げというのはマイナスのイメージになるかなと。実際に本当にわずかな金額ですけども、暮らしに少しは影響あるかなと思うんです。個人的には、できれば賃下げでない方向でこのコロナを乗り切っていただきたいとは思いますが、やっぱり地方行政というのも契約の管理がありますからそうはいかない面があると思えますけども。

そうした中で、私はマイナスのイメージを伴ってくるなという感じを持つわけです。やっぱりそこで大石田町の勤労者や農業、そういった人たちを全面に立てた行政を目指していくと。他の件では、町長いろんな自然災害の中でも頑張っていたらと理解してはいますが、そういうふうな方向を、なんていうかな、町長自身も、あるいは私たち議員という立場でもなかなかこのまま通すということに対しては抵抗があるわけですけども。しかし、私も前に言いましたように反対するつもりもありませんけども、最後にまた町長の答弁お願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

繰り返しになるかと思えますけども、大石田町の給与体制っていうのは前々から県の方に準拠しているということが基本です。やっぱり民間との差とかさまざまなことによって県の方でも下げるといようなことであります。そして、それが67号ですけども、この66号に関しても一般職と同じように、やっぱり幾ばくかでも下げなければいけないというのは、やっぱり町民に対しても特別職の皆さん方にもそういった姿勢を見せる。あとは、民間との整合性、あるいはさまざまな状況の中で、よくするのは給料が下がったから消費喚起にならないんじゃないかと声もあろうかと思えますけども、その中でもしっかりとしていくような手立てを進めていければと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押して下さい。押し忘れはありませんね。無しと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第66号「大石田町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第67号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番

岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

66号とは違い、67号は一般職ということで町長にお伺いします。準拠する基準となるものはこういった動きがあるということは致し方ない、これは当然だかと思えます。ただ、そういった、周り見渡してもそういった動きがある中で、現実、コロナのみならず山積された課題があり、それに職務遂行に充る職員の方々、大事なモチベーションを下げることなく、指揮を落すことなく、上手にタクトを振っていただき、町長が上手に笛を振って、とにかく、笛を吹いて、とにかく全ては町民のために目の前の職務をこなさなければならない、そつなくこなさなければならない、そういったものを求められると思うんです。そのへんに対しての町長の、んだがら意気込みといいますか、一体感を持って職に充るというふうな意気込みを、ございましたらお伺い下さい。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今、やっぱりコロナで2年間全く動いていないような状況の中で、一般の、本当に民間の企業等も本当に苦しいところ、あるいは部分的には大変、もうとんでもなく大変なところある中で、例年通りの状況では駄目なのかというふうな意識は職員もしっかりと持っていると思いますので、この減った分はではないんですけども、さまざまコロナ対応でやりますので、そこはそこでしっかりと経済を回していただくような呼び掛けはしたいと思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押して下さい。押し忘れありませんか。賛成多数と認めます。

よって、議案第67号「大石田町一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。各常任委員長並びに議会運営委員長、議会活性化検討特別委員会委員長より、大石田町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査並びに審査申出書の5件が提出されておりますので、これを日程に追加し、追加議事日程の4、追加日程第1、第2、第3、第4、第5として、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査、並びに審査申出書5件を追加議事日程の5、追加日程第1、第2、第3、第4、第5として議題とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第1から日程第5。各常任委員会並びに議会運営委員会、議会活性化検討特別委員会の閉会中の継続調査及び審査申出書を一括して議題といたします。申出書を配付いたします。【申出書配付】配付漏れはございませんか。(議員:「なし。」)配付漏れなしと認めます。

これを議会事務局長に朗読させます。議会事務局長 小林基流君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

令和3年11月29日 大石田町議会議長 大山二郎 殿。大石田町議会総務文教常任委

員会委員長 芳賀清、厚生産建常任委員会委員長 村形昌一、広報常任委員会委員長 二藤部冬馬。

「閉会中の継続調査及び審査申出書」本委員会は所管事務並びに審査中の事件について、閉会中もなお継続調査及び審査を要するものと決定したので、大石田町議会会議規則第75条の規定により申出します。

1. 調査事項等…別紙「調査及び審査事項等」による

2. 期間…令和3年11月29日から令和5年11月26日

別紙「調査及び審査事項等」

常任委員会名

〈総務文教常任委員会〉

調査・審査事項…大石田町議会委員会条例第2条の規定による所管に関する事項のうち、特に調査及び審査を要するもの。又、本委員会に付託された事件についての調査及び審査。

内容…教育文化事業の振興と施設の充実、並びに他の常任委員会に属さない行政全般。

〈厚生産建常任委員会〉

調査・審査事項…総務文教常任委員会と同じです。

内容…福祉、保健衛生事業及び、農林、商工観光事業の振興、並びに建設事業全般。

〈広報常任委員会〉

調査・審査事項…総務文教常任委員会と同じです。

内容…議会の広報、広聴活動並びに、議会だよりの編集及び発行に関する事業全般。

議会運営委員会の方にいきます。

令和3年11月29日 大石田町議会議長 大山二郎 殿。大石田町議会運営委員会委員長 今野雅信。

「閉会中の継続調査申出書」本委員会は所管事務について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、大石田町議会規則第75条の規定により申し出します。

1. 調査事項等…別紙「調査及び審査事項等」による。

2. 理由…閉会中においても、なお委員会を開催し、調査研究をするため。

別紙「調査事項等」

委員会名…議会運営委員会

調査事項…本会議等の会期・議事日程等議会運営に関する事項全般。

期間…令和3年11月29日から令和5年11月26日まで。

議会活性化検討特別委員会の方になります。

令和3年11月29日 大石田町議会議長 大山二郎 殿。大石田町議会活性化検討特別委員会委員長 岡崎英和。

「閉会中の継続審査申出書」本特別委員会は、議会活性化に関する事項について、閉会中もなお継続して調査を要するものと決定したので、大石田町議会会議規則第75条の規定により申し出します。

1. 調査事項…議会活性化に関する事項。

2. 調査期間…令和3年11月29日から令和5年11月26日。

3. 理由…閉会中においても、なお特別委員会を開催し、調査及び研究を要するため。

以上です。

1. 議長(大山二郎君)

令和3年第4回臨時会(11月29日)

次に、提出者である各委員長より説明を求めます。常任委員会は代表して総務文教常任委員会委員長 芳賀清君。

1. 総務文教常任委員会委員長(芳賀清君)

代表して申し上げます。閉会中の継続調査及び審査申出書提出について、提出者を代表して提案理由を説明申し上げます。

ただ今、議会事務局長して朗読申し上げた内容のとおりであります。大石田町委員会条例第2条に規定する総務文教、厚生産建、広報の各常任委員会所管の事務並びに審査中の事件、及び各常任委員会に付託された事件について、閉会中においても、なお各常任委員会を開催し、調査及び審査・研究するため、大石田町議会会議規則第75条の規定により申し出するものであります。

なにとぞ、主旨をご理解いただき、ご可決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、議会運営委員会委員長 今野雅信君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

閉会中の継続審査申出書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

ただ今、議会事務局長して朗読申し上げた内容のとおりであります。本会議の会期・日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中においても、なお委員会を開催し、調査・研究をするため、大石田町議会会議規則第75条の規定により申し出するものであります。

なにとぞ、主旨をご理解いただき、ご可決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、議会活性化検討特別委員会委員長 岡崎英和君。

1. 議会活性化検討特別委員会委員長(岡崎英和君)

それでは、私からは活性化検討特別委員会の方から、閉会中の継続審査申出書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

ただ今、議会事務局長して朗読申し上げた内容のとおりであります。議会活動の活性化策について、閉会中においても、なお委員会を開催し、調査・研究をするため、大石田町議会会議規則第75条の規定により申し出するものであります。

なにとぞ、主旨をご理解いただきまして、ご可決下さいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

1. 議長(大山二郎君)

お諮りいたします。本件については、各常任委員長及び議会運営委員長、議会活性化検討特別委員会委員長の申出のとおり決することにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

以上をもって、令和3年第4回臨時会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第4回町臨時会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用にも関わらず急遽ご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおりご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても新体制の下、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和3年第4回大石田町臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後 2 時 06 分